

第1回教育委員会定例会 案件表

○日 時

令和8年1月9日(金) 午前10時00分から

○議 題

1 議 案

(1) 議案第1号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について (資料1)

2 陳 情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情 [継続審議]

3 協 議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について [継続審議]

(2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価
について [継続審議]

(3) 令和7年度「お祝いの言葉」について (資料2)

4 報 告

(1) 教育長報告

① 令和7年第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料3)

② 令和8年度学校用務業務委託候補事業者の選定結果について (資料4)

③ 令和8年度学校給食調理業務委託候補事業者の選定結果について (資料5)

④ その他

資料 1

議案第 1 号

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 9 日

提出者 教育長 三浦 康彰

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

このことについて、練馬区子ども・子育て会議条例（平成25年6月練馬区条例第52号）第3条の規定に基づき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。

別 紙

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

練馬区子ども・子育て会議委員の選定について、当委員会として同意します。



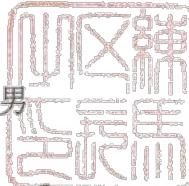
参考資料

7練教こ子第10110号
令和7年12月11日

練馬区教育委員会教育長 三浦 康彰 様

練馬区長 前川 照男

練馬区子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見聴取について



練馬区子ども・子育て会議委員の委嘱に当たり、練馬区子ども・子育て会議条例（平成25年6月練馬区条例第52号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、下記について貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 子ども・子育て会議委員の変更

練馬区民生児童委員協議会に推薦を依頼している会議委員1名について、同協議会の役員改選に伴い、以下の者に委嘱する。

氏名	摘要
山上 玲奈	練馬区民生児童委員協議会

2 任期

令和9年6月30日まで

※条例第4条の規定により、任期は前任者の残任期間とする。

3 変更後の委員名簿（案）

別紙のとおり



令和7・8年度 練馬区子ども・子育て会議 委員名簿

(構成区分別・50音順、敬称略)

(1) 法第6条第2項に規定する保護者(5人)

No.	氏名	備考
1	越河 ちひろ	公募委員
2	神 愛実	公募委員
3	檜垣 真衣	公募委員
4	古屋 桃子	公募委員
5	若杉 貴	公募委員

(2) 事業主を代表する者(2人)

1	尾島 昇	一般社団法人 練馬産業連合会 理事
2	小池 道子	東京商工会議所 練馬支部 不動産分科会 副分科会長

(3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者(5人)

1	井上 静香	練馬区障害者団体連合会
2	梅澤 めぐみ	学校法人 日本力行会 りっこう学童クラブ 施設長
3	桑田 則行	練馬区私立保育園協会 会長
4	土田 秀行	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 児童部会 顧問
5	濱田 実	練馬区私立幼稚園協会 会長

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者(2人)

1	有村 大士	日本社会事業大学 社会福祉学部 教授
2	野口 隆子	東京家政大学 子ども支援学部 教授

(5) その他区長が必要と認める者(1人)

1	山上 玲奈	練馬区民生児童委員協議会 主任児童委員
---	-------	---------------------

資料 3

令和 8 年 1 月 9 日
教育振興部教育総務課

令和 7 年第四回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

◆ 部活動について

【質問】

(1) 今年は、部活動改革推進期間の 3 年目にあたり、5 月には、文科省から「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめが出された。その中では、「地域展開」という新たなワードが示され、学校内の人的・物的資源を活用しながら、地域に開き、地域で部活動を支えるとされたところである。

令和 8 年度からは、改革実行期間の 3 年間が始まる。より一層、教員の負担軽減を図るため、学校内で活用が可能な人的資源を確保するとともに、スポーツ団体や総合型スポーツクラブ (SSC) を核とした、部活動のかたちを新たに構築していくことが大事だと考える。

区における推進期間の成果と課題をどのように捉えているか、区の所見を伺う。

(2) 今年度行われている、新たな地域クラブ活動モデルの状況と 8 年度方針の策定状況について区の所見を伺う。

【答弁】

(1) 部活動の地域展開は、教員の働き方改革の視点に加え、地域が一体となって進めるスポーツ・文化振興という視点からも意義あることと考えている。国が定める推進期間中に、区は、教員の負担軽減および専門性の高い指導の実現に向け、部活動指導員の全校配置に向けた取組を加速させ、現在 31 校に計 35 名配置した。学校からは更なる増員を望む声がある一方、適した人材の確保が難しいという状況もあり、こうした課題を踏まえ、今後の拡充策を検討していく。

(2) 今年 6 月から 10 月にかけ、「総合型地域スポーツクラブ (SSC)」と協働し、休日にスポーツ活動を行う場を提供するモデル事業を行った。バレー・ボーラー・バスケットボールなど学校部活動にある種目には多くの生徒が参加し、生徒や保護者の 8 割以上から「指導内容に満足した」「また参加したい」といった回答があった一方、フラダンスやボッチャなど学校部活動にない種目への参加率が低く、居住地から離れた会場への参加が難しい、などの課題も確認された。

モデル事業の結果を踏まえ、現在、令和 8 年度からの事業拡充に向けて、実施規模、移動手段、費用負担などについての具体的な検討を進めている。引き続き、国が年内に改定を予定している「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の検討状況等も注視しながら、教員および生徒にと

ってより望ましい部活動の環境が整備できるよう取り組んでいく。

◆ 教育について 1

【質問】

- (1) 昨年6月の区が実施した部活動アンケートでは、生徒保護者ともに「子どもがいかに興味を持てるか」を重視する結果が出ており、「指導者の数と質」「大会に出場できる体制の確保」等が大切と考える。地域の偏在少なく、質の高い活動機会を担保するためには、地域団体・企業・大学などより多くの主体との連携や、大きな財源確保が必要である。寄付や行政予算を付けるほか、保護者負担が必要なケースも出てくると考える。低所得家庭の方を含め、多くの子どもの活動機会を維持していただきたい。区の所見を伺う。
- (2) 区内の学校から、保護者による情報公開請求への対応が大変であるとの意見頂いている。開かれた区政実現のため情報公開請求への対応は重要だが、AI活用など教員負担軽減の対応が出来ないか。区の所見を伺う。
- (3) 区民の方より「子どもがSNS上で知り合った男性からアプローチされ、性的な画像などを見せられているが、お子様がまんざらでもなさそうで困っている」との意見をいただいた。性暴力への認識・性暴力が及ぼす影響を、幼い頃より正しく理解する事の重要性を感じている。

今年度から練馬区助産師会による、全区立中学2年生対象に「いのちの授業」が実施されているが、「1回・45分授業の中だけでは内容が多い」「継続的な実施も必要」と意見をいただいており、助産師会としても機会のさらなる充実を希望されている。中学2年生だけでなく、小学生や幼児に向けても継続的な実施機会が必要である。区の所見を伺う。

- (4) 前回の定例会で、不登校経験がある子が「豊溪中だから通える」というニーズに応えて欲しい思いで、「学びの多様化学校」の他自治体の先進事例を紹介したが、区の考えは「学びの多様化学校は研究しているが、適正配置確保の方策として考えていない」とのことだった。

人気を獲得して市内全域から児童生徒を集める「学びの多様化学校」の先進事例は、過小規模校のデメリット解消の点でも有効であると思うが、適正配置確保の方策と考えられない理由を伺う。

- (5) 小P連が行った今年の保護者アンケート結果では、「学校の運動会で、順位や勝ち負けをつけないのはおかしい」との意見があった。

今後、運動会順位をつけない学校が増えてきた場合、区としてどのように考える

か、現状認識とあわせ区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 今年6月から10月にかけ、「総合型地域スポーツクラブ（SSC）」と協働し、休日にスポーツ活動を行う場を提供するモデル事業を行った。モデル事業の結果を踏まえ、現在、令和8年度からの事業拡充に向けて、実施規模、移動手段、費用負担などについて、具体的な検討を進めている。
- (2) 現在、学校事務の電子化を進めているが、学校には依然として大量の紙文書が保存されている。情報公開請求でAIを活用する場合には対象文書全てをデータ化する必要があり、また、最終的なチェックは人が行う必要があるなど、導入には課題がある。引き続き電子化を促進するなど学校の負担軽減に取り組んでいく。
- (3) 区では、国際セクシュアリティ教育ガイドラインの趣旨等を反映した区独自の「人権を基盤とした教育プログラム」を作成し、今年度から全ての学校・園で開始している。5・6月の性暴力等防止強化月間で、これまで行ってきた「生命（いのち）の安全教育」を発展させ、全学年で発達段階に応じた授業を行っている。その上で、中学校2年生に対し、「いのちの授業」として、助産師が妊娠の経過、避妊法、人工妊娠中絶等の指導を行っている。今月開催予定の、学識経験者等を交えた「性暴力等防止対策評価委員会」においてこれらの取組結果の検証を行い、次年度以降の取組に繋げていく。
- (4) 学校の適正配置は、集団の中で多様な考えに触れることなどを通じて、社会性や規範意識を身に付けさせるために、一定の規模の児童・生徒数を確保することなどを目的として実施する。一方、「学びの多様化学校」は、不登校児童生徒を支援するために設置する学校である。それぞれの実施目的が異なるため、特定の学校の小規模化の解消のために「学びの多様化学校」を導入する考えはない。
- (5) 現在、区内の概ね3分の2の小学校において、順位や勝ち負けを付けない体育発表会として、運動会を開催している。主な理由として、競争だけが目的ではなく日頃の体育学習の成果を発表する場であること、熱中症対策としての時間の短縮、教員の負担軽減などが挙げられている。
運動会の開催方法は、各学校が児童生徒や保護者、地域の声などを踏まえ、適切に決定しているものと認識している。

◆ 教育について2

【質問】

- (1) 文科省の諮問機関である中央教育審議会のデジタル教科書ワーキンググループが

9月5日に示した審議まとめの素案では、デジタル教科書が紙と同様に正式な教科書と位置付けられた。現行のデジタル教科書は、学校教育法の改正により、令和元年度から紙の教科書に代えて制度上使用できるようになった代替教材である。紙と同じ内容をデジタル化したもので、学習用端末で見ることができ、6年度から小中学校の英語と算数・数学の一部で導入されている。

学校教育現場におけるデジタル教科書の使用状況を含め、これまでの取組による現状と、浮き彫りになった課題を伺う。

(2) デジタルを積極的に導入した海外の「教育先進国」では昨今、子供の学力低下や心身の不調が顕在化し、その見直しの動きが相次いでいる。フィンランドでは、2000年に始まった国際学習到達度調査（PISA）の順位が落ち込み、「教育は、急速なデジタル化に対応できるものではなかった」と結論付け、デジタル教科書を紙に回帰させている。同様の動きはスウェーデンでも見られる。区教委では、デジタル先進国による紙の教科書回帰の動きをどのように捉えているのか伺う。

また、同素案では、教科書の形態を紙に加え、完全デジタル、紙とデジタルを組み合わせた『ハイブリッド』の3種類を正式な教科書として検定や使用義務、無償給与などの対象とし、その選択は各教育委員会に委ねられることとされている。

区教委では、3種類の教科書の選択をどのように検討し、何に留意をして結論を導き出そうと考えているのか伺う。

(3) 今年9月、中央教育審議会教育課程特別部会が次期学習指導要領の基本方針をまとめた。区教委では、そのポイントをどう捉えているか。次期学習指導要領の見解と、それに対する今後の取組について、区の考えを伺う。

(4) 現在の学校教育は、均質な人材を大量育成する「集団戦」型から個々の才能や特性を伸ばす「個人戦」型への転換が進んでいる。少子化の急速な進行や多様性尊重の機運の高まりが大きく影響していると考えられる。こうした教育観の変化は、不登校などの新たな課題を引き起こしながら日本の学校の風景を変えつつある。

そこで、教育長の教育観を伺う。加えて、教育長はこうした変化の流れをどのように捉えて今後の教育行政の執行にあたっていかれるのか、決意とともに伺う。

【答弁】

(1) 区では、国の方針に基づき令和6年度から、紙の教科書とあわせて、デジタル教科書を活用した授業を実施している。小学校5年生以上を対象に、英語は全ての学校、算数・数学は約5割の学校で導入している。デジタル教科書は、動画や音声による補足説明を通じて学習効果を高めることが期待されており、各学校から、実際に効果があったとの報告も受けている。一方、児童生徒への操作方法の指導に時間を要することや、紙の教科書と比べて一覧性が低いといった意見も寄せられている。

こうした実態を踏まえ、授業の質の更なる向上に向けて取り組んでいく。

- (2) デジタル先進国による紙の教科書回帰の動きについては、国の報告等により把握している。現在、区では、紙の教科書やノート、鉛筆等を使用した学習を中心に授業を行っている。紙の教科書は集中力を高め、書く力や記憶の定着を促す利点があると言われている。

国がデジタル教科書の拡充を進める方針を示し、紙、デジタル、ハイブリッドという選択肢が示される中、区としては、紙、デジタル双方の利点を踏まえ、国や都のガイドライン等を注視しながら、児童生徒にとって最適な学習環境が構築できるよう取り組んでいく。

- (3) 今年9月、「次期学習指導要領」に関する中央教育審議会教育課程特別部会の論点整理が発表された。これまでの教育制度の変遷を踏まえて、「自らの人生を舵取りする力と民主的な社会の創り手の育成」を目指し、「主体的・対話的で深い学びの実装」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」の三つの方向性が示された。

具体的には、探究的な学びを支える基盤として、児童生徒の情報活用能力を育成するため、小学校では総合的な学習の時間に「情報の領域」を、中学校では「情報・技術科」を創設することが検討されている。また、標準授業時数を弾力化し、不登校児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒などについて、個々の状況に応じた特例的な教育課程を設けること、授業の余白を生み出し、個々の児童生徒の個性や特性に応じた学びや、教員の研究・研修等に充てる時間を設けることなどが掲げられている。

これまでの教育方針を大きく転換するものではないが、区や学校の裁量が拡大し、学校が児童生徒や地域の実態に応じた柔軟な教育課程を編成することが可能となると捉えている。今後も、国の議論の動向を注視しながら、区の教育現場に最適な形で次期学習指導要領の趣旨を取り入れられるよう検討していく。

- (4) 我が国の教育は、子どもの知・徳・体をバランスよく育むことを大切にしてきた。学校は、児童生徒が教科等の知識や技能を習得するだけでなく、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力を育むとともに、社会性や規範意識を身に付ける場として重要な役割を果たしている。

OECDが実施している国際的な学力調査では、日本は安定してトップクラスの成績を収めている。知識や技能の習得に加えて行っている、掃除、給食、係活動、学級会などの特別活動は、諸外国にも注目され、取り入れた国もあると聞いている。こうした日本の学校教育の強みを生かしつつ、不登校や特別な支援を要する児童生徒の増加など、学校を取り巻く状況の変化に、的確に対応することが求められている。

私は、これらの課題に着実に取り組み、夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成のため、全力を尽くしていく。

◆ 教育について 3

【質問】

(1) 不登校児童生徒の数は現在も増え続けている。不登校の増加は、「今の学校システムが今の子どもたちに合っていない」という明確なサインである。区の施策は、「不登校になったら」、「行き渋りがあったら」といった事後対応が中心で、学校そのものの在り方の改革など、根本的な改善が進んでいないことを認識すべきである。

また、子ども一人ひとりに合った支援を届けるには、「相談に来るのを待つ」だけでなく、積極的に働きかけるアウトリーチ型の支援や、寄り添いながら続ける伴走型の支援が必要である。あわせて区の所見を伺う。

(2) 保護者が心配していること、知りたいことは、学習の遅れだけではない。家庭での食事、運動不足、進路、人との関わりの場、保護者同士が情報交換できる場など、日常生活に密着した内容は多岐にわたる。民間のフリースクールや居場所を運営するNPOなどとも今後さらに連携を深め、子ども一人ひとりに合った多様な選択肢を提示できる体制も必要である。教育相談で連携の取れているフリースクールや居場所などの情報も保護者へ積極的に伝え、選択肢として提示していくべきである。あわせてホームページや「学校に行きづらいお子さんのためのガイドブック」の掲載も検討すべきである。区の所見を伺う。

(3) 11月下旬に光が丘むらさき幼稚園にての研究発表会が行われた。テーマは「多様性を尊重し、一人一人が輝く幼稚園を目指して～共に育つ・共に育む教育課程の編成を考える～」というものであった。

区教委は、この研究をどのように評価しているのか伺う。また、この研究成果を、小中学校を含めた区全体の教育環境のために活かしていくべきと考える。あわせて区の所見を伺う。

(4) 区立幼稚園は、支援のあるなしに関わらず子どもや保護者、先生たちにとって貴重な学びの場となっており、区立幼稚園をそういった教育を広めていく核として存続させていくことを要望する。区の所見を伺う。

(5) 練馬区では2021年3月より小中学校の児童生徒にひとり1台のダブルットが配布され、授業に活用されてきた。現在、北欧諸国やニュージーランド、オーストラリアなどのデジタル先進国が、共通して「読み・書き・計算能力・運動能力・人間関

係能力」の深刻な低下という課題を抱え、デジタル教育の転換を進めているとのことである。

タブレットの更新の機会に、これまでのデジタル教育の検証を行うべきと考えるがいかが。また、教育振興基本計画の2027年の改訂に向け、デジタル教育の課題について、子どもたちの意見を取り入れて議論すべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区では、従来から不登校対策のあり方について問題意識を持っており、令和3年と4年に、他自治体には例のない、不登校当事者、保護者、学校、フリースクール等を含めた網羅的な調査を実施し、不登校の実態把握・分析を行った。その上で、国が定める「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」の実現に向け、令和5年に不登校対策方針を改定し、「安心できる学校づくり」、「早期支援の実施」、「多様な支援」の3つの主要項目を掲げ、具体的な取組を進めている。
- (2) 区は、令和元年度から実施しているフリースクール連携会議や、今年度から開始した「ねりま協働ラボ事業」などにおいて、フリースクール等民間団体との意見交換を実施しており、参加団体等の情報を区ホームページ上に公表している。また、本年10月に発行したガイドブックには、最新の情報が確認できるよう、区ホームページにリンクする二次元コードを掲載している。
- (3) 現在、区立幼稚園には、個別の支援や配慮が必要な幼児が多数在籍しており、全園児数に占める割合は約4割となっている。各園では多様性を尊重し、幼児同士の関わりを通じて、お互いが理解し、成長しあえるよう、支援を行っている。

今年度開催した教育課題研究発表会において、光が丘むらさき幼稚園から、「多様性を尊重し、一人一人が輝く幼稚園を目指して」をテーマに、幼児の多様性を尊重した保育の重要性、個別の配慮が必要な幼児への教職員の関わり方、環境面の工夫などに関する発表があった。本研究は、発達に特性のある子供の支援において効果的な取組であり、小中学校でも参考にできる内容が多く含まれている。今後、教員研修で取り扱うなど、本事例の活用に向けた検討を進めていく。

- (4) 少子化の進行、保育需要の高まり等により園児数が急速に減少するなど区立幼稚園を取り巻く環境は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、本年6月、学識経験者、区立幼稚園利用保護者等を委員とする検討委員会を設置し、今後の園児数の推移を踏まえた適正規模、障害児保育や3年保育など、将来を見据えた区立幼稚園のあり方について検討を進めている。令和8年度を目指し今後の方向性をお示しする予定である。
- (5) 区は、令和3年度に「情報活用能力 練馬区モデル」を策定し、発達段階を踏まえて学年ごとに育成を目指す資質・能力、学習内容、情報モラルなどを体系的に整

理し、効果的な授業を実施している。毎年、全国学力・学習状況調査によりタブレットやICT機器の活用状況等について状況把握を行っている。また、校長等を委員とする「教育ICT利活用等推進委員会」を開催し、これらの取組の成果や課題等について検証を行っている。今後もこうした取組を続けていく。

今後、教育振興基本計画を改定する際には、区を取り巻く教育環境の変化などを踏まえ、引き続き、様々な機会を捉えて子どもたちの意見を聞きながら検討していく。

◆ 教育について4

【質問】

(1) 区内のある中学校では、令和6年度に東京都から「難聴学級における区の指導内容が、教科指導に該当している」との指摘があり、令和7年度から一部の授業が継続できなくなった。こうした事態に対し、生徒や保護者、教職員等から授業復活の声を強くいただき、都教委へ訴えたが検討に値しないとのことであった。

令和7年7月、文科省は、中央教育審議会の教育課程企画特別部会において通級での教科指導を行う案を示した。本区から東京都に強く働きかけ、難聴学級での教科としての授業を一日も早く実施していただきたい。区の所見を伺う。

(2) 区は、今後、外国人の多い地域の小学校への日本語学級の設置を予定していると伺っている。中学校へも日本語学級の設置を要望する。また、日本語指導講師派遣などの学校現場へのサポートのさらなる充実を要望する。あわせて所見を伺う。

(3) 学校から保護者への連絡文書は日本語のみで、外国人保護者へ情報がうまく伝わらない、教育制度も難しくできないとの声がある。さらなる外国人保護者への支援が必要と考える。区の所見を伺う。

(4) 保育所や幼稚園でも、多国籍の子どもたちが増加してきている。児童生徒支援と同様に、さらなる支援が必要と考える。区の所見を伺う。

【答弁】

(1) 聴覚障害等のある児童生徒は、通常学級に在籍しながら、週に数時間、難聴学級等に通っている。難聴学級では、国の通知により、障害による学習上・生活上の困難を改善・克服するための自立活動を行い、各教科の遅れを補充するための教科指導は行わないこととされている。東京都から、区の指導内容が、教科指導に該当しているとの指摘を受け、昨年度に見直しを行ったものである。

今年度に入り、国が進めている学習指導要領の改訂に向けた議論において、通級指導の際、これまで認められていなかった教科指導ができるよう検討されている。

区は、国の動向を注視しながら、生徒の実情に応じた適切な指導が行えるよう、都と協議を進めていく。

(2) 区は今年度から、日本語指導が必要な児童が多く在籍する小学校1校をモデル校として日本語指導教員を配置した。現在、同校に日本語学級を開設できるよう準備を進めている。今後、中学校に日本語指導教員を配置するよう都に要望するとともに、実態を踏まえ、中学校への日本語学級設置について検討していく。

また、今年度から、中学生への日本語指導講師の派遣時間の上限を年160時間まで拡充し、多くの生徒が積極的に利用している。引き続き、支援の充実に取り組んでいく。

(3) 各学校では、保護者とのコミュニケーションが難しい場合には、英語科教員等を保護者面談に同席させ、困っていることを聞き取り、必要な支援に取り組んでいる。また、ICTを活用して、学校からのお便りを多言語に翻訳する等、保護者との連携を進めている。

(4) 区立の幼稚園・保育園では共に、多言語翻訳機を導入し、意思疎通を図っており、必要に応じて機器を増やす予定である。私立の幼稚園・保育園については、各施設の状況やニーズを踏まえ、今後、支援内容を検討していく。

◆ 日本語指導について

【質問】

(1) 専任教員による日本語教室を増やすこととあわせ、日本語学級を設置していただきたい。また、教員からは、就学前の段階で日常生活に必要な最低限の日本語を学習する仕組みを整えてほしいとの要望が出されている。区の所見を伺う。

【答弁】

(1) 今年度から、日本語指導が必要な児童が多い小学校1校に日本語指導教員を配置し、日本語学級の開設に向けて準備を進めている。今後、中学校の日本語学級設置についても検討する。

また、日本語指導が必要な児童生徒がいる学校に日本語指導講師を派遣し、日常生活を支障なく送れるよう、平仮名や片仮名、挨拶など、基本的な日本語から指導している。今年度、中学生への講師の派遣時間の上限を年160時間まで拡充するなど、支援の充実に取り組んでいる。

◆ 教員の働き方について 1

【質問】

- (1) 教員の長時間労働の大きな要因は、公立学校の教員には「教職調整額」を支給する代わりに残業代を支給しないとした公立教員給与特別措置法の存在である。今年6月に給特法が改定されたが、残業代を支給しない枠組みは維持された。区は、給特法の枠組みが長時間労働を解消できない根本要因だととの認識があるか。また、働き方改革を進めるため、同法の廃止を国に求めるべきである。区の所見を伺う。
- (2) 1958年の義務標準法制定時、国は教員の労働時間が1日8時間に収まるよう授業持ち時間を「1日4コマ」とし、それに見合う教員定数を配置していた。しかし、現在は教員不足で「1日5～6コマ」が常態化している。改正給特法の付則3条でも「教員1人当たりの授業時数削減」が明記されている。教員の授業負担を「1日4コマ以下」に抑えるため、国へ教員定数の増加を求めるべきである。区の所見を伺う。
- (3) 東京都は令和10年度までに、12学級以上の小学校の高学年に教科担任制を導入するとしている。世田谷区では都に先行し、独自の人員配置で今年度から教科担任制を導入し、小規模校でも実施できるようにするとともに、欠員対応や若手育成のため「学校経営支援教員」を配置している。

杉並区では1～3年生のいずれかの学年の担任業務を補佐する「エデュケーション・アシスタント」を全校に1名配置し、授業の質向上と負担軽減を図っている。

練馬区もこうした自治体を参考に、独自に教員等を配置し、教員の負担軽減をさらに進めるべきである。区の考えを伺う。

【答弁】

- (1) 今回の公立教員給与特別措置法の改正の基となった中央教育審議会答申には、「教員の業務について、自主的で自律的な判断に基づく業務と、校長等の管理職の指揮命令に基づく業務が日常的に混然一体となって行われており、これを正確に分けるのは極めて困難である」、「授業準備や教材研究等の教師の業務が、どこまでが職務で、どこからが職務ではないのかを精緻に切り分けて考えることは困難である」ことなどが記載されている。

国において、こうした教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、現行の教職調整額の枠組みが維持されたと認識している。区として、教員の長時間労働を解消できない根本要因であるとの認識はなく、廃止を求める考えもない。

- (2) 教員の定数については義務教育標準法に基づき国が決定しているが、教員の負担軽減を図るために、教員一人の週あたりの担当授業時数引き下げや教員の増員など、

特別区教育長会を通じて既に国や都に要望している。

- (3) 区では、全校にスクール・サポート・スタッフや学校生活支援員を複数名配置し、エデュケーションアシスタントも31校に35名配置している。また、校長経験者である13名の教育アドバイザーが各校を巡回し、新規採用教員や若手教員の悩みを聞き、助言を行うなど教員の負担軽減に取り組んでいる。必要な教員の確保や配置は国や都が責任をもって行うべきと考えている。

◆ 教員の働き方について 2

【質問】

- (1) 区では、働き方改革の一環として、昨年度から、学校の電話受付時間を原則午前8時から午後4時45分までとしている。それを補うために、令和5年度からは「シグフィ」というアプリが導入され、当日の欠席、遅刻はアプリでの連絡となった。生徒の通学時間は7時45分あたりが多いと思われるが、区では、交通事故や不審者との遭遇などの非常時にどのような対応をしているのか伺う。
- (2) シグフィは教員側からしかメッセージが送れないため、授業終了後午後3時30分頃から4時45分までの約1時間、保護者からの電話で回線がパンクすることがある。保護者からは担任や学校と連絡が取りづらいという意見があり、シグフィの利便性の向上は、教員の働き方改革のために急務である。シグフィの活用方法について、改善が必要と考える。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 早朝や夕方の電話対応にかかる教員の負担軽減を図るため、昨年度から、学校の電話の受付時間を、原則午前8時から午後4時45分までとした。子供たちが交通事故にあった場合や不審者に遭遇した際には、発見者や保護者から、まずは警察や救急等に連絡するよう周知している。学校では、その後連絡を頂き、子供たちのケアや注意喚起等を行うほか、民間警備員を派遣し、見守りを強化するなどの対応を行っている。命に関わるような緊急時については、区役所に連絡をいただき、学校と連携を図っている。
- (2) シグフィは、現状学校からの発信機能のみとしており、必要に応じて保護者が返信できる機能を備えている。保護者からの発信を可能とした場合、教員の更なる負担増につながる懸念があることから、現時点で、機能を変更する予定はない。今後、教員にも保護者にも利便性が向上するための方策について、研究していく。

◆ 学校の運営等について

【質問】

- (1) 区内のある小学校では、授業内で終わらなかったプリントを休み時間に強制的に行わせたり、学級活動への参加を制限するなど、教育委員会の方針と異なる指導が行われているとの報告が児童や保護者から寄せられている。この件は、既に教育委員会より該当校へ指導が行われたが、依然として改善が見られないようである。こういった場合、学校現場との方針の整合をどのように図るのか伺う。
- (2) 学校や保護者の間での情報伝達や連絡業務をデジタル化・簡略化することを目的に、区立学校で「シグフィー」というアプリが導入されている。PTAをはじめとした学校関係団体がシグフィーを利用するためには、校長の判断が必要で、その判断は学校によって温度差があるとのことである。別のアプリを使わざるをえないPTAもおり、そのシステム利用料が活動費の負担となっているとの相談が寄せられている。

学校長への報告を条件に、学校関係団体の情報発信にシグフィーの利用を積極的に認めていくよう学校への働きかけを要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区教育委員会の教育方針や順守すべき事項等については、校長会、教員研修および定期的な学校訪問等の機会を捉え、各校に周知徹底している。その上で、校長の権限と責任の下、日々の学校運営が行われている。

学校の対応に課題がある場合には、教育委員会が関係者から事情を聴きとり、児童生徒や保護者の声に耳を傾け、公正な視点で解決を図るよう学校に助言・指導している。ご指摘のあった学校の事案については、改善したとの報告を受けている。

- (2) 昨年8月に各校長宛てに通知を発出し、学校の関係団体等に関する情報についても、「営利目的ではない」「教育上相応しい」など、配付することに問題が無いと各校長が判断した場合は、「シグフィー」で発信できることを周知した。引き続き周知・徹底していく。

◆ 区立学校の適正配置について

【質問】

- (1) 「区立学校適正配置 第二次実施計画」を策定するための適正規模・適正配置検討委員会の委員の半数は、教育委員会の職員で構成され、他の委員にも地元住民やPTA、避難拠点運営連絡会のメンバーを一切入れていない。これは計画策定の理解と納得を得ることを求めている国の手引きにも反するやり方で、住民自治を破壊す

る行為である。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 「区立学校適正配置 第二次実施計画」は、令和5年度に策定した基本方針に基づき策定したものである。基本方針は素案の段階で区民の皆様に広く周知し、ご意見を伺ったうえで、住民の代表である議会に説明して成案としたものである。

実施計画の策定に当たっても、令和6年12月に素案をお示しし、学校での全体説明会や、保護者からの要望を踏まえた個別説明会、オープンハウスなどを開催したほか、反対意見を寄せている方々に様々な機会でお話を伺い、丁寧な説明をしていく。その上で、取り入れられるご意見は計画に反映した。計画に反対の趣旨の陳情については、区議会で不採択のご判断をいただいた。区民の声を無視して決定したものではない。

◆ 学校施設について

【質問】

- (1) 区は、第3次みどりの風吹くまちビジョンにおいて、令和8年度から老朽化の進む普通教室の空調更新とあわせ、中学校武道場への空調の整備に取り組むと明記されたが、整備を前倒し、今年度から整備を開始した。来年度以降、中学校の武道場への空調整備にどのように取り組まれるのか、区の所見を伺う。

- (2) 区は、令和9年度から中村小学校の改築の基本設計に着手する計画とのことである。区の20年後の推計によれば、中村小学校は、令和6年度には30学級、948人となり、過大規模の状態は継続すると見込まれている。教室確保のため、特別教室、パソコン教室、会議室などを普通教室に転用して対応しているが、改築を契機に、区内の他の小学校と同様の教育環境で学校生活が送れるよう、整備から20年を迎えた校庭天然芝生の再整備、防災備蓄倉庫の整備、夜間照明のLED化、校庭トイレの設置、給食調理室の拡充、室内温水プールの設置は必須と考える。

また、改築後数年で、増築をしなければならなくなつた石神井小学校を教訓とし、改築設計では慎重に検討されることを要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区では、従来の計画を1年前倒しし、今年度から、武道場への空調機の設置を進めている。今年度は改築校および長寿命化改修校の3校に設置し、残りの19校についても普通教室の空調機の更新にあわせ、令和9年度までに整備していく。また、空調機が設置されるまでの間の熱中症対策として、昨年度に引き続き冷風機を設置している。

(2) 中村小学校の改築に当たっては、1教室当たりの面積の拡充に伴う校舎の建築面積の拡大、周辺道路の拡幅や建築基準法等の改正による規制の強化、2階体育館を1階に配置することなどにより、現在よりも運動場面積が小さくなることが見込まれている。現在の中村小学校の特色を生かしながら、区が定める標準的な仕様に基づく教育環境が確保できるよう、今後の設計において検討していく。屋内プールは建設費だけでなく、その後の維持管理費も多額となり、大きな財政負担が生じる。現在、区全体の学校プールのあり方の検証を進めており、この中で各学校における具体的なプールの整備方法を検討していく。

教室については、今後、都や区の最新の児童推計に加え、まちづくり部門と連携して近隣の大規模開発等の情報の把握に努め、適切な数を確保していく。

◆ 改築する学校の施設利用について

【質問】

(1) 小学校の校庭や体育館を利用して放課後や週末に活動している地域のスポーツ団体の役割は、子どもたちの体力向上にとって極めて重要である。同時に、そのサポートには多くの保護者、近隣の学校やそのスポーツ団体のOBなどが携わっており、地域コミュニティの醸成や維持といった面でも重要な役割を担っている。

学校の改築により、スポーツ団体の活動が制限されてしまうことは、子どもたちの運動機会の喪失だけでなく、地域コミュニティの活力低下にもつながる大きなマイナスである。また、改築後の校庭の広さが公式戦の会場基準を満たさなくなると、将来的な活動の場や大会開催の機会を失う恐れもある。

学校改築に際しては、工事期間中の代替地の確保のためのサポート、また改築後も公式戦会場として活用できるなど、スポーツ団体の活動を円滑に継続できるよう最大限工夫した設計となるよう取り組む必要がある。区の所見を伺う。

【答弁】

(1) 区は、児童生徒にとって良好な教育環境を整えることを最優先に改築を進めている。改築後の校庭は、1教室当たりの面積の拡充に伴う校舎の建築面積の拡大、周辺道路の拡幅や建築基準法等の改正による規制の強化などにより、現在よりも面積が小さくなることが見込まれるが、設計の工夫により可能な限り校庭面積の確保に取り組んでいる。

また、区は、改築工事により校庭の利用が制約されるおよそ1年前からスポーツ団体に周知し、その後も工事の進捗状況等を随時、情報提供している。引き続き、丁寧な対応に努めていく。

◆ 学校の改築・改修について

【質問】

- (1) 校舎建て替え工事の事業者が見つからない問題が全国で深刻で、江戸川区の2校の新校舎建設では、4回入札して全て不調であったとのことである。直近でも状況が大きく変わってきてていると思うが、昨年3月中間見直しされた「練馬区学校施設管理実施計画」の修正の必要性は感じていないか。区の所見を伺う。
- (2) 「中村小学校」は令和9年度改築実施校に入っているが、「3階のエアコンが効かない。扇風機回らない」といった暑さ対策や、「南校舎トイレが古く、匂いがひどい、構造上トイレが見えてしまう」などの意見をいただく。

改築予定校は、トイレ改修や空調機整備も後回しになる中で、今後、学校改築工事が円滑に進まない見通しがあるなら尚更、各校状況を踏まえた改築予定校の改修工事を要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 工事の発注に当たっては、資材の高騰や技術者不足などが大きな課題となっており、今後も先行きは不透明である。このような状況でも、学校は半数以上が築50年を経過し老朽化が進んでいるため、改築・改修による施設の更新を着実に行わなければならない。区では、練馬区学校施設管理実施計画を定め、学校の改築や長寿命化改修に計画的に取り組んでいる。債務負担行為の活用や工事業者へのヒアリングなどにより、工夫を凝らしながら入札不調のリスクの低減に努めている。計画に大幅な遅れは生じておらず、現時点で見直す考えはない。
- (2) 改築予定校であっても、日常点検、法定点検により施設の不具合の兆候を確実に把握し、隨時必要な改修を行っている。

◆ PTAについて

【質問】

- (1) 少子化や共働き家庭の増加により地域参加が低下する一方、PTAは地域コミュニティへの入口として極めて重要な役割を果たしている。しかし、ライフスタイルの変化は、従来の役職に大きな負担をもたらしている指摘もある。任意団体とはいえ、教育委員会としてPTAに求める役割の見直しに積極的にコミットすべきと考える。

また、PTAは学校運営の支援のみならず、町会・自治会、青少年地区委員会、避難拠点運営連絡会など多岐にわたる地域活動への参加が求められているが、その財源は、任意徴収の会費に依存しており、活動基盤が脆弱であるとの課題もある。基礎的な助成制度の創設など、区として財政面の支援を検討する必要があるのではな

いかと考える。あわせて区の所見を伺う。

【答弁】

(1) PTAは社会教育関係団体として、自主的・自立的に運営が行われている。教育委員会では、これまでも、小学校および中学校のPTA連合協議会からの効率的な運営や役員等の負担軽減などに関する相談に応じ、適宜助言を行っている。同連合協議会と協議しながら作成した「個人情報保護の手引き～PTA活動における注意点～」では、学校から配付された名簿を活用することはできないことや、入会届等においてPTAが直接本人から個人情報を取得すること等を記載し、運営に生かしていただいている。また、同連合協議会が合同で「PTA活動のしおり」を作成した際にも協力している。

今後とも、PTA連合協議会と意見交換をしながら、必要に応じた助言を行う等、PTA活動を支援していく。

◆ PTAについて

【質問】

(1) 小P連が行った今年の保護者アンケート結果では、「時間や生活に余裕がないのでPTAへの参加が難しい」との意見があった。

作業内容や役割分担の明確化・見える化や、調整支援を行うなど、教員・保護者負担軽減に向けて、行政側から全校的に支援を強化していただきたい。区の所見を伺う。

【答弁】

(1) PTAは、社会教育関係団体として、各学校において自主的・自立的に運営が行われている。教育委員会では、これまでも、小学校および中学校のPTA連合協議会からの効率的な運営や役員等の負担軽減などに関する相談に応じ、適宜助言を行うとともに、「個人情報保護の手引き」を作成し、PTA活動における注意点など、運営に生かしていただいている。また、同連合協議会が合同で「PTA活動のしおり」を作成した際にも協力している。

今後とも、PTA連合協議会と意見交換をしながら、必要に応じた助言を行う等、PTA活動を支援していく。

◆ 子育て施策について

【質問】

(1) 区内でインフルエンザの流行が拡大し、学級閉鎖も多数発生しているとのことで

ある。学級閉鎖により、保護者が仕事を休まざるを得ないなど、保護者負担が懸念される。子どもの預け先や病児保育の状況について伺う。

- (2) 少子化が進み、今後の保育園の存続を憂慮している。一方、7月から試行実施中の子ども誰でも通園事業の申込状況では、ほぼ空きがない状況である。子ども誰でも通園事業の好調は、今後の厳しい園経営を支える要素と考えられるか。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 学童クラブでは、対応する小学校と連携して1日保育を実施している。病児・病後児保育の直近3か月の利用人数は、昨年度と同等の状況である。
- (2) 子ども誰でも通園事業は、現在私立保育所等21か所で試行している。多くの施設で実施できるよう、区独自に運営費補助の拡充を図っている。事業者からは、本事業の実施により、経営の安定化や将来的な入園増への期待を伺っている。引き続き、事業者が安定的に運営できるよう、取り組んでいく。

◆ こども誰でも通園事業について

【質問】

- (1) 区における「こども誰でも通園事業」の試行運用では、9月時点で区内の空枠66人に対して申込数は330人である。来年度の本運用以降、区は需給予測に基づいて文字通り「誰でも」の制度として運用できるという見通しを持っているのか、また持っているとすればその根拠を伺う。
- (2) 無償化された誰でも通園事業への希望者増によって、一時預かりの空き枠が減り、3～5歳の利用可能な場が狭まっている状況も見受けられるが、現場の不安について区の所見を伺う。
- (3) 子どもの発達に特別な配慮が必要な場合、事業者が人手不足などで保育を拒まざるをえない可能性もありえる。また、手のかからない2歳を0・1歳よりも優先的に預かる傾向が強まるのではないかとも危惧している。区の所見を伺う。
- (4) 区の基準では1・2歳児の保育士配置が国基準と同様の6対1になっているが、都内在園児の基準である5対1よりも規制緩和されているのはなぜか。また、満3歳児以上が15対1となっているが、2歳児が含まれるクラスである以上5対1を基準にするべきではないか。区の見解を伺う。
- (5) 試行運用では、定期的な巡回指導・検査がされていない。保育事故は登園初日～数日以内の乳幼児で圧倒的に起きていることを考えれば、来年度初めまでには検査基準の制定やそのための人員配置を具体的に規定すべきである。区の所見を伺う。

(6) 試行実施している私立園では、独自加配で1歳児8人を3人で保育していると聞いている。事業単体で収支が赤字にならないよう、十分な財政措置を国に要求するとともに、過渡期においては区独自での支援を行うべきと考える。区の所見を伺う。

さらに、登録前の親子面談には人員が必要だが、現状では助成がない。区で、面談費用の助成を実施すべきと考える。区の所見を伺う。

(7) 誰でも通園事業の導入に示されるよう、就労の有無に関わらず利用できるユニバーサルな保育制度が求められており、今こそ、認可保育園の増設が最も必要とされているのではないか。あわせて、保育士の年収が全産業平均に比べて100万円以上も低い状況を踏まえると、保育士の待遇改善も求められている。区の所見を伺う。

【答弁】

(1) 本年7月から、区独自に利用上限時間の拡大や事業者への運営費補助の拡大を行い、試行している。現在、私立保育所等21か所で実施している。地域や児童の年齢によっては、希望する施設の利用ができない状況も生じている。先月28日には、来年度に向けた事業者説明会を開催し、新たに実施意向を示す事業者もあった。引き続き、丁寧な周知・説明を行い、実施事業者の拡大に努めていく。

(2) 区は試行にあたり、事業者からの声を踏まえ、一時預かり事業等に影響がないよう実施しやすい条件を整備してきた。令和6年度の一時預かりの利用実績は56,425人に対し、供給量は93,333人であることから、十分な量を確保している。

(3) 区では、支援や配慮が必要な児童の利用に努めるよう事業者へ依頼している。また、2歳児の定員に空きがある施設も生じており、優先的に2歳児を受け入れている状況ではない。

(4) 誰でも通園事業の配置基準は、認可保育所等と同等の基準である。配置基準は、令和7年第三回定例会において区の条例で定め、議決・制定されており、見直す考えはない。認可保育所において5対1に加配した場合は、国がその経費を支援しているものであり、配置基準ではない。なお、誰でも通園事業の実施が保育士不足の深刻化を招かないよう、国の責任において、保育士の待遇改善、保育士確保等の支援措置を行う旨、特別区長会を通じて国へ既に要望を行っている。

(5) 指導検査については、法令に従って適切な事業運営ができるように、国が今後示す留意事項を踏まえ実施していく。

(6) 事前面談は、児童を安全に受け入れるため各施設で実施するものである。区では、事前面談に係る経費等も含めて、運営費補助の拡大を行っており、追加経費を別途補助する考えはない。区では、試行している全施設を訪問し、直接現場の声を伺い、円滑に事業実施できるよう相談に応じてきた。来年度からの本格実施に向け、利用者および事業者の声を踏まえ、引き続き事業の充実に向けて取り組んでいく。

- (7) 近年、育児休業の取得増や休業期間の長期化が進み、0歳児の保育需要が減少し、特に1・2歳児の保育需要が増加している。一部の地域では逼迫した状況が生じていることから、昨年度取得した立野町の区有地に認可保育所を誘致する。今後も、第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域事情等を踏まえながら柔軟な定員確保を進めていく。

保育士等の処遇改善は、国や都のキャリアアップ補助金や職員宿舎借上げ支援事業補助金等を活用し、取り組んでいる。人員体制等については、区立認可園だけでなく私立園も含め、保育士や看護師等を国の基準に上乗せして配置し、財政的に支援している。引き続き、こうした取組により保育士等の処遇改善に取り組んでいく。

◆ 日本版DBSの活用について

【質問】

- (1) 区として、日本版DBS制度の導入についてどのように認識しているか。国・都の動向を踏まえた教育委員会としての立場を伺う。
- (2) 日本版DBS制度の導入に当たり、行事のサポートやスポーツ指導など児童生徒対象の短期事業の従事者について、過去の犯罪歴等のチェックの必要性をどのように捉えているか。また、学童クラブをはじめとする委託施設の指導・監督の強化について、どのように考えているか。区の所見を伺う。
- (3) 現在区が実施している児童生徒対象の事業の従事者について、過去の犯罪歴等の確認を行っているか。確認内容とあわせて伺う。
- (4) 児童生徒対象の事業の委託契約に「適格性確認義務・報告義務・区の監査・立入検査」の条項を明記する考えはあるか。また、契約管理の観点から、「従事者が子どもと接する前に適格性の背景確認を行ったこと」を区が把握できる仕組みを設けるべきである。区の所見を伺う。
- (5) 今後、「子どもと接する可能性のあるあらゆる人材」を対象に、統一的な背景確認制度を構築する方針はあるか。「処分歴のないこと」の自己申告だけで終わらせず、公的な照会・登録制度にリンクしたチェックを可能な限り行うべきである。区として、パイロット的な取組やモデル事業を行う考えはあるか。区の所見を伺う。
- (6) 区民・保護者に対して、児童生徒対象の各事業の従事者の背景確認状況を情報開示し、信頼性を担保すべきである。区の所見を伺う。
- (7) 性犯罪・再犯防止の観点から、職員、委託事業者等に対する定期研修やチェック体制構築を進めるべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

(1) 令和8年12月から、こども性暴力防止法に基づく、日本版DBS制度が開始される。

今後、学校や認可保育所等の施設では、子供と接する業務に就く人に性犯罪歴がないことの確認が義務付けられることとなる。教育・保育などの子供に接する場での性暴力を防ぎ、子供の心と身体を守るため、極めて重要な制度であると認識している。

また、こども性暴力防止法に基づき、子供の心身の状況の日常観察、相談窓口の設置・周知、被害にあった子供の保護・支援などの取組を行う義務も課される。義務化されない放課後学童クラブ、認可外保育所などにおいても、国から認定を受けることで同様の取組の徹底が求められる。

区教委は現在、子どもへの性暴力の根絶を図り、児童生徒の人権が大切にされ、安心・安全に過ごすことのできる環境を目指し、不退転の決意で取り組んでいるところである。今後、都とも連携しながら、法律に基づく取組を着実に進めていく。

(2) こども家庭庁は、短期労働者やボランティアも犯罪歴確認の対象となると示している。区では、年内に国が策定するガイドラインの詳細を確認した上で、必要な対応について準備を進めるとともに、委託事業者への指導・監督について検討していく。

(3) 採用や雇用における個人情報の収集については、職業安定法などにより、別に個別法の定めがある場合を除き、原則として業務の目的の達成に必要な範囲内とするよう求められている。個人の犯罪歴等は非常に機微な情報であり、こども性暴力防止法の施行前に、こうした情報を制度的に確認することはできない。区では、法の施行まで、性犯罪歴がないことの自己申告による対応を行っていく。

(4) 区立保育園や学童クラブの委託にあたっては、契約書に関係法令の遵守条項を定めており、法の施行に合わせて事業者に職員の犯罪歴の確認を求めていく。保育園等の委託施設は、法施行によって従事者の犯歴確認は義務化されることから、第三者評価制度など総合的な評価において確認していく。

(5) 国は来年の法施行に合わせて、統一的に犯歴が確認できるシステムの構築を進めている。区においても、国のシステムを活用していく。また、この制度は、子どもへの性暴力を防ぐ目的を達成するため、個別法を制定して例外的に犯罪歴という機微情報の確認を義務付けるものであり、その運用は法令および国のガイドラインに沿って行うべきと考えている。区独自に、短期労働者等を対象としてモデル事業を実施する考えはない。

(6) 法施行後は、義務化対象外の事業者が自ら犯罪歴確認を行って認定を受けた場合、こども家庭庁ウェブサイトに公表され、認定マークを広告等に使えるとされている。

区では、区民がこうした情報を利用施設の選択に活用できるよう、区ホームページ等で周知していく。

- (7) 区は「性暴力等防止特別対策委員会」の提言を踏まえ、独自に作成した「人権を基盤とした教育・研修等プログラム」を、今年度から全ての学校・幼稚園で実施している。保育園や学童クラブにおいても、性暴力や虐待防止に向けた研修を行っており、委託事業者の職員も参加している。来年12月の法施行に向けて、引き続き研修の充実を図るとともに、こどもへの性暴力の防止に取り組んでいく。

◆ 保育施策について

【質問】

- (1) いわゆる日本版DBSが施行されるまで約1年となった。子どもの安全確保のため、対象事業者には、子どもと接する職に就く人の性犯罪確認が義務付けられる。区として制度導入に向けた準備状況と、各事業者に対する支援・伴走体制をどのように構築していくのか伺う。

また、日本版DBSの対象は、教育・保育等の役務を提供する事業者とされている。反復継続して子どもに役務を提供する実態があれば、無償の事業でも確認義務が生じるとされ、子ども食堂や居場所事業の団体も対象となり得る。対象範囲の把握は難しく、制度の周知が不可欠と考えるが、区の所見を伺う。

- (2) 現在区は、雇用時に性犯罪歴を確認するよう指導している。仮に法施行後に区が指導した施設で対象者が見つかった場合は、重大な経歴詐称となるため解雇するべきと考える。また、対象者の判明時は、児童や保護者、職場への配慮を包括的に行いうことが重要である。法的対応と心理的支援を組み合わせた多面的アプローチが推奨されるが、あわせて区の所見を伺う。

- (3) 保育施設における室内への防犯カメラの設置は、各施設の運営事業者の任意となっているが、防犯や虐待防止の観点から、設置が広がることを望んでいる。区内保育施設における室内カメラの設置状況と、設置の推進についての区の所見を伺う。

- (4) 区立小中学校では、学校と保護者の連絡手段にシグフィーを活用しているが、保育園では各園で導入しているシステムが異なる。幼少期から統一した連絡手段の確立は、子育て家庭にとっても保育の現場にとっても負担軽減につながる取組と考える。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 令和8年12月から、こども性暴力防止法に基づく、日本版DBS制度が開始される。今後、学校や認可保育所等の施設では、子供と接する業務に就く人に性犯罪歴がな

いことの確認が義務付けられることとなる。教育・保育などの子供に接する場での性暴力を防ぎ、子供の心と身体を守るため、極めて重要な制度であると認識している。

また、こども性暴力防止法に基づき、子供の心身の状況の日常観察、相談窓口の設置・周知、被害にあった子供の保護・支援などの取組を行う義務も課される。対象事業の範囲や法が定める安全確保措置については、年内に国が策定するガイドラインの詳細を確認したうえで、丁寧な周知が必要であると認識している。各事業者が適切に対応できるよう、取り組んでいく。

- (2) 法が定める犯罪事実確認は、子供への性暴力を防ぐ目的を達成するため、個別法を制定して例外的に犯罪歴という機微情報の確認を義務付けるものであり、その運用は法令および国のガイドラインに沿って行うべきと考えている。今後、ガイドラインで示される子供や保護者などに対する支援の詳細と合わせ、適切に対応していく。
- (3) 区内の保育施設は、子供の保育状況の確認や園のセキュリティ向上を目的に、防犯カメラ等を設置している。カメラの設置・運用にあたっては、プライバシーへの配慮や目的外利用の防止等の対応ルールを定めたうえで、各園の判断で設置している。区として設置数は把握していないが、巡回支援などの際に適切に運用されていることを確認している。国は、こども性暴力防止法に基づくガイドラインにおいて、防犯カメラの活用についてもメリットや留意点を整理して示すこととしており、その内容を踏まえて検討していく。
- (4) 各施設では、ICT化により登降園の管理や日々の連絡などの負担が軽減され、効果的に運用されている。それぞれの実情に応じて利用しやすいシステムを導入しており、区によるシステム統合は困難である。引き続き、事業者・利用者双方にとって利便性の高い保育環境の整備に向けて、取り組んでいく。

資料 4

令和 8 年 1 月 9 日
教育振興部教育総務課

令和 8 年度学校用務業務委託候補事業者の選定結果について

1 事業者選定校 (41校) および委託候補事業者

	学校名	委託候補事業者名	所在地
※ 1	大泉第六小学校	ソシオ(株)	練馬区豊玉中
2	北町西小学校 光が丘夏の雲小学校 石神井台小学校 南田中小学校	東日本建物管理(株)	練馬区高野台
3	光が丘第八小学校 富士見台小学校 上石神井中学校	(株)プラント	練馬区大泉学園町
4	仲町小学校 光が丘秋の陽小学校 豊玉第二中学校	東日本建物管理(株)	練馬区高野台
5	高松小学校 石神井西小学校 大泉中学校	(株)プラント	練馬区大泉学園町
6	豊玉東小学校 中村西小学校 豊玉中学校 開進第四中学校	ユニオンサービス(株)	練馬区中村南
7	田柄小学校 田柄中学校 光が丘第二中学校	(株)諏訪サービス社	練馬区貫井
8	豊溪小学校 南が丘中学校 三原台中学校	ユニオンサービス(株)	練馬区中村南
9	立野小学校 関町小学校 石神井西中学校	関東ビルメンテナンス(株)	練馬区石神井町
10	大泉第四小学校 大泉西小学校 大泉西中学校	(株)グローバリングアップ	練馬区高松

11	開進第二小学校 八坂小学校 練馬中学校 光が丘第一中学校	関東ビルメンテナンス(株)	練馬区石神井町
12	石神井東小学校 大泉南小学校 大泉第二中学校 関中学校	(有)グランドサービス	練馬区石神井町
13	大泉学園桜小学校 大泉学園桜中学校 八坂中学校	(株)諏訪サービス社	練馬区貫井

※は令和8年度から新規に委託を開始する学校

2 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 選定経過

令和7年8月6日 第一回選定委員会

(構成委員は事務局職員および校長計5名)

9月3日 区ホームページにおいて委託事業者募集について告知

10月3日 企画提案書提出期限(応募19社)

10月16日 書類審査により一次審査通過事業者として15社を選定
一次審査結果を各社に通知

10月27日 第二回選定委員会(二次審査)

(プレゼンテーションおよびヒアリングによる選考)

10月31日 第三回選定委員会において、委託候補事業者8社を選定

5 委託実績

	令和7年4月1日現在	令和8年4月1日(予定)
小学校	58校	59校
中学校	33校	33校
合計	91校	92校

資料 5

令和 8 年 1 月 9 日

教育振興部保健給食課

令和 8 年度学校給食調理業務委託候補事業者の選定結果について

1 事業者選定校（23校）および委託候補事業者

	学校名	委託候補事業者名	所在地
1	豊玉小学校	一富士フードサービス(株) 関東支社	千代田区神田錦町
2	早宮小学校	葉隱勇進(株)	港区三田
3	開進第一小学校	(株)藤江	墨田区両国
4	仲町小学校	(株)東洋食品	台東区東上野
5	北町西小学校	(株)藤江	墨田区両国
6	練馬東小学校	(株)NECライベックス	港区三田
7	田柄小学校	東京ケータリング(株)	品川区北品川
8	田柄第二小学校	協立給食(株)	渋谷区千駄ヶ谷
9	高松小学校	協立給食(株)	渋谷区千駄ヶ谷
10	上石神井小学校	協立給食(株)	渋谷区千駄ヶ谷
11	立野小学校	葉隱勇進(株)	港区三田
12	大泉小学校	東京ケータリング(株)	品川区北品川
13	大泉第一小学校	(株)レクトン	中央区新川
14	大泉第四小学校	(株)藤江	墨田区両国
15	大泉東小学校	シダックス大新東ヒューマン サービス(株) 東京支店	新宿区大久保
16	大泉南小学校	協立給食(株)	渋谷区千駄ヶ谷
17	大泉学園緑小学校	(株)レクトン	中央区新川
18	橋戸小学校	(株)藤江	墨田区両国
19	開進第一中学校	協立給食(株)	渋谷区千駄ヶ谷
20	田柄中学校	葉隱勇進(株)	港区三田

21	石神井中学校	株藤江	墨田区両国
22	石神井東中学校	株給食センター富貴	練馬区旭町
23	大泉第二中学校	株レクトン	中央区新川

2 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 選定経過

令和7年7月30日 第一回選定委員会

(構成委員は事務局職員および学校長計5名)

9月3日 区ホームページにおいて委託事業者募集について告知

10月3日 企画提案書提出期限 (応募13社)

10月16日 書類審査により一次審査通過事業者として11社を選定
一次審査結果を各社に通知

11月4日 第二回選定委員会 (二次審査)

(プレゼンテーションおよびヒアリングによる選考)

11月12日 第三回選定委員会において、委託候補事業者10社を選定

5 委託実績

	令和7年4月1日現在	令和8年4月1日 (予定)
小学校	61校	61校
中学校	33校	33校
合計	94校	94校